

総合火災共済、普通火災共済、新価共済特約 みなさまのニーズに合わせて大切な財産をしっかりと守りいたします!!

お支払いの対象となる事故	補償の対象		補償内容、想定する事故例	お支払いする損害共済金、水害共済金
	総合火災	普通火災		
A 火災	○	○	失火やもらい火による火災 ※消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	総合火災共済の場合 ■住宅・非住宅物件を問いません。 $\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご契約金額)}}{\text{共済価額 (時価)}} \text{の} 80\%$ ※共済金額または損害額のいずれか低い額が限度 普通火災共済の場合 ■住宅物件の場合 $\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご契約金額)}}{\text{共済価額 (時価)}} \text{の} 80\%$ ※共済金額または損害額のいずれか低い額が限度 ■非住宅物件の場合 $\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご契約金額)}}{\text{共済価額 (時価)}} \text{の} 80\%$ ※共済金額または損害額のいずれか低い額が限度 ※貴金属・宝石・美術品などの明記物件を共済の対象とした場合は、1回の事故につき1個(組)ごとに100万円が限度
B 落雷	○	○	落雷による衝撃、異常電流等による直接損害	
C 破裂・爆発	○	○	ボイラーの破裂やガス爆発等による損害 ※水道管等の凍結による破裂・爆発は除きます。	
D 風災・雹災・雪災	○	○	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災 降雹による雹災 豪雪時の積雪荷重や落雪、雪崩等による雪災 ※風、雨、雪などの吹込み損害は、建物等の外側の部分が上記の事故により破損し、その破損部分から内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。 ※敷地全体で1回の事故の損害額が20万円以上の事故に限ります。	
E 物体の落下、飛来、衝突	○	×	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等による損害 (車両の飛び込み、飛び石等)	
F 水濡れ	○	×	給排水設備の事故による漏水、放水、溢水 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます。 他人の戸室で生じた事故による水濡れ	
G 騒擾、労働争議等	○	×	騒擾、集団行動等に伴う暴力、破壊行為による損害	
H 盗難	○	×	盗難により、共済の対象に生じた盗取、損傷、汚損等 ※共済の対象が商品・製品等の場合を除きます。 盗難による現金・預貯金証書の損害 ※共済の対象は家財、設備・什器等に限ります。	
I 水災	○	×	①台風・暴風雨・融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災により、建物、家財にそれぞれ共済価額(時価)の30%以上の損害が生じた場合	
			水災により、住宅物件の場合は床上浸水、非住宅物件の場合は床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被り、以下の損害を受けた場合	
			②建物、家財にそれぞれ共済価額(時価)の15%以上30%未満の損害が生じた場合	
			③建物、家財にそれぞれ共済価額(時価)の15%未満の損害が生じた場合	
④非住宅物件で設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合				

費用共済金	左記の損害共済金のほかにお支払いします。	
	費用共済金をお支払いする場合、お支払いする額	適用事故
J 臨時費用共済金	損害共済金をお支払いする場合、その臨時の出費に充てるための費用 損害共済金×30% ※1回の事故、1敷地内で住宅物件100万円、非住宅物件500万円が限度	A~Gの事故に適用
K 残存物取片づけ費用共済金	損害共済金をお支払いする場合、ご契約の対象の残存物の取片づけに必要な費用 実費 ※損害共済金の10%が限度	AまたはCの事故に適用
L 失火見舞費用共済金	他人の所有物に損害を与えた場合、その見舞金等の費用(煙損害、臭気付着損害を除きます。) 被災世帯または法人数×20万円 ※1回の事故につき共済金額の20%が限度	AまたはCの事故に適用
M 地震火災費用共済金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災による損害が次に該当する場合 ①建物=半焼以上 ②設備・什器等、商品・製品等=収容する建物が半焼以上 ③家財=家財が全焼または収容する建物が半焼以上 共済金額×5% (共済金額が共済価額を超える場合は共済価額×5%) ※1回の事故、1敷地内で300万円が限度	Aの事故に適用
N 修理付帯費用共済金	事故の復旧にあたって組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(店舗の賃借、仮修理費用など) ※住宅物件はお支払いの対象となりません。 実費 ※1回の事故、1敷地内で共済金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度	A~Cの事故に適用
O 損害防止費用共済金	損害の防止・軽減のために支出した必要または有益な費用(消火活動のための消火薬剤のつめかえ費用など) 損害共済金の算式で損害額を実費に置き換えて得た額 ※非住宅物件で普通火災共済の場合は、損害共済金と合算して共済金額または共済価額のいずれか低い額が限度	A~Cの事故に適用

新価共済特約をセットした場合
 「損害額(時価)、共済価額(時価)」を
 「損害額(新価)、共済価額(新価)」と読み替えて計算します。

ご契約のポイント

1 共済の種類と補償内容
 主契約は「総合火災共済」と「普通火災共済」の2種類それぞれ補償範囲(共済金のお支払いの対象となる事故)が違います。ご希望に合わせてご選択ください。補償範囲の広い総合火災共済をおすすめします。
 新価共済特約は補償金額がワイド
 主契約に新価共済特約をセットすることができます。

2 ご契約の対象となる物件の所在地・所有者
 ○ご契約の対象の物件所在地は、北海道内に限ります。
 ○共済金をお受け取りいただける方は、被共済者(ご契約の対象の所有者)です。

3 共済の対象(ご契約の対象)をお選びください

共済の対象は物件ごと、共済の対象ごとに次のとおりご契約してください。建物のみのご契約では、建物以外の商品・製品等、家財、設備・什器等の損害は補償されません。建物以外のみのご契約も可能ですが、この場合は建物の損害は補償されません。ご一緒のご契約をおすすめします。
 (○:ご契約の対象、×:ご契約の対象外)

共済の対象	主な対象物件	住宅物件	非住宅物件
建物	建物、造作等	○	○
商品・製品等	建物内収容の商品、製品 半製品、原材料等	×	○
家財	建物内収容の生活用動産 (家具、電化製品、衣類等)	○	○
設備・什器等	建物内収容の設備・装置 機械、器具、什器・備品等	×	○

※申込書に明記しないと共済の対象とならない場合があります。
 ○非住宅物件の門・塀・垣根・物置・車庫など
 ○1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品など
 ※共済の対象とすることができないものがあります。
 ○野積みの動産や総合火災共済の場合の屋外設備・自動車など

4 評価基準 ~新価共済特約のおすすめ~

評価基準は共済金額(ご契約金額)の設定や共済金お支払いの際の共済価額や損害額の算定基準となるもので、「再調達価額(新価額)」と「時価額」がありますのでご選択ください。再調達価額での評価をご希望する場合は、新価共済特約をセットする必要があります。

評価基準	基準の内容
再調達価額(新価額)	損害が発生した時の発生した場所における共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額を基準にします。
時価額	再調達価額(新価)から使用による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準にします。

○時価額による評価基準(新価共済特約をセットしない場合)を選択した場合は、損害額は時価額を基準に算定するため、お支払いする共済金が共済の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがあります。共済金お支払いの際に再調達価額を基準にお支払いする新価共済特約をおすすめします。
 ○新価共済特約をセットできる共済の対象は「建物」、「設備・什器等」です。家財や商品・製品等は新価共済特約をセットできません。
 ○共済の対象の減価割合が50%超の場合は新価特約をセットできません。

5 共済金額(ご契約金額)の設定

○共済金額(ご契約金額)は一口15万円の整数倍で設定してください。
 ○事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、共済金額はご契約の対象の共済価額(時価額または再調達価額)いっぱい設定してください。
 ○一部共済(共済金額が共済価額に満たない状態をいいます。)の場合、損害共済金は共済価額に対する共済金額の比率で算出しますので、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなる場合があります。
 ○超過共済(共済金額が共済価額を超過する状態をいいます。)の場合、損害共済金は共済価額が上限となりますので、その超過部分の共済掛金がムダになります。
 ○他の共済や保険契約等がある場合は、他の契約と合算した共済(保険)金額が共済価額を超えないよう、共済金額を設定してください。

6 共済掛金について

○共済掛金は、共済の種類(総合共済・普通共済)、共済金額、共済期間、物件の所在地、構造・用途(用法)などによって決まります。
 ○共済掛金は月割単位で計算します。(1ヶ月未満の日数は1ヶ月となります。)

総合火災共済	月額基本掛金×お申込口数×共済期間(月数) +月額加算掛金×お申込口数×共済期間(月数)
普通火災共済	月額基本掛金×お申込口数×共済期間(月数)

○翌年度の満期返戻金は更新契約の掛金に充当されます。
 ⇒ご契約の共済掛金は申込書の共済掛金欄にてご確認ください。

共済金をお支払いできない主な場合

■この共済では、次のような事由によって生じた損害に対しては、共済金をお支払いできません。

- ①ご契約者や被共済者の故意、重大な過失、法令違反
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する事故
- ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した損害を含みます。）、損壊、埋没、流失（地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。）
- ④共済の対象の欠陥
- ⑤共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の損害
- ⑥共済の対象の機能の喪失または低下を伴わない、平常の使用・管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または汚損

- ⑦落雷により停電したために、共済の対象に生じた溶融・腐食等の損害
- ⑧風災・雹災・雪災の事故で損害額が20万円に満たない場合
- ⑨風・雨・雪・雹・砂塵等の建物内部への吹込み、しみ込み、漏入によって生じた損害（建物の外側の部分が破壊したために生じた損害を除きます。）
- ⑩除雪作業による雪災事故
- ⑪ご契約者や被共済者が所有・運転する車両やその積載物の衝突・接触
- ⑫水濡れ事故における給排水設備自体に生じた損害
- ⑬火災などの事故の際の共済の対象の紛失・盗難
- ⑭共済の対象が商品・製品等である場合の盗難
- ⑮共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- ⑯共済掛金の領収前に生じた事故

など

※上記以外にも共済金をお支払いできない場合があります。詳細は、共済約款等の「共済金を支払わない損害」等の項目に記載しておりますのでご確認ください。

ご契約にあたって、ご留意いただきたいこと

1 告知義務（ご契約時の申込書記載上のご留意事項）

■ご契約者または被共済者には、ご契約時に告知事項（重要事項説明書をご確認ください。）について、当組合に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。申込書等に★印または◆印が付された項目が告知事項となりますのでご注意ください。

2 補償の開始、共済期間、自動継続更新について

- ご契約初年度の共済期間は、原則いつご契約されても、その初日の午前0時（別の時刻を指定する場合はその時刻）に始まり、当該年度末の3月31日の午後12時に終了します。
- 次年度以降のご契約は、次に掲げる場合を除き、4月1日午前0時に継続更新前と同一の内容で自動継続更新されます。この場合の共済期間は1年です。
- (1)ご契約者から契約終期の14日前までに解約等のお申出があった場合
 - (2)当組合からご契約者に契約を継続しない旨を通知した場合

3 クーリングオフ（ご契約の撤回または解除）について

■この共済は、共済期間が1年以内ですので、クーリングオフ（ご契約の撤回または解除）の対象となりません。

4 組合加入（出資金の払込み）について

■当組合は中小企業等協同組合法に基づき、組合員のための共済事業を行っております。組合員資格のある事業者がこの共済をご利用される場合は、出資金（＝〇500円）をお支払いいただき、組合員になることが必要です。出資金と掛金をあわせて払い込みください。なお、既に組合員の方はこの手続は不要です。また、組合員資格のない方は員外利用制度がありますのでご利用ください。

5 共済掛金について

- 共済掛金は月割単位で計算します。ただし、1ヶ月未満の日数は1ヶ月として計算します。初回掛金はご契約と同時に払い込みください。
- 掛金の払込方法は、「一時払」と「分割払」があります。（ただし総合火災共済の加算掛金は一時払に限りません。）
- 掛金のお支払方法は、口座振替（自振）、組合所定の払込用紙による道内金融機関窓口での払込み、現金でお支払いの方法があります。

ご契約後にご留意いただきたいこと

1 通知義務（ご契約後に契約内容の変更が生じた場合のご留意事項）

■ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合にご連絡ください。特に通知事項（重要事項説明書をご確認ください。）についてご通知がない場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、申込書に★が付された項目が通知事項となります。

2 重大事由による解除

- 次に該当する場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2)共済金の請求に関し詐欺を行い、または行おうとした場合
 - (3)暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (4)上記のほか、(1)～(3)と同程度に当組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

3 万一事故が起こったときの手続き

■火災等の事故が発生した場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合までご連絡ください。ご連絡が遅れますと共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4 満期返戻金について

- 共済期間中に収受した共済掛金（除く総合火災共済の加算掛金）に基づき、組合所定の方法で計算した満期返戻金を次のとおり返還します。
- (1)自動継続更新したご契約の満期返戻金は、原則、次年度の共済掛金（加算掛金を一括優先）に充当されます。従って、更新年度の共済掛金は、年額共済掛金から満期返戻金を差し引いた金額をご請求させていただきます。
 - (2)共済期間中にご契約を解約された場合や継続更新しない場合の満期返戻金は、ご契約者の請求に基づき次年度に返還します。

5 その他

- 共済証書、継続証は大切に保管してください。ご契約後1ヶ月を経過しても共済証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。
- ご契約は当組合と全日本火災共済協同組合連合会（以下「日火連」といいます。）が共同でお引受けします。万一、当組合が経営困難等により当事者の地位を失った場合は、日火連が共済責任の補償を継続します。

- ご契約に関する個人情報、当組合プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳細につきましては、当組合ホームページに掲載の「個人情報保護宣言」または「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。
- このパンフレットは、総合火災共済と普通火災共済の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（共済約款等）」、「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの地方委員または当組合までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」について説明・交付を受け、ご確認・ご同意のうえお申し込みください。
- ご契約者と被共済者が異なる場合には、ご面倒でもご契約者からその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7
TEL 011-231-1322

【受付時間】平日9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除きます）

<http://www.lilac.co.jp/kasaikyosai/>

取扱地方委員・担当者